

# Energize

私たちはお客様の**“元気”**をサポートします！

## 片腕と後継者...!?

### ● 経営と業務

私どもの税理士法人では、泉がCEO（最高経営責任者）として経営責任を担い、パートナーの山本が私の片腕としてCOO（最高業務責任者）という立場で業務に関する責任を分担しています。一般企業でも企業全体を統括して経営をする「社長」と、製品の品質と製造スケジュールに責任を持つ「工場長」が必要のように、会計事務所でも経営と業務のそれぞれの責任を分担すべき時代が来ています。

事実、激変する経営環境の中で伸びている事務所とジリ貧の事務所の差は、所長が経営をしているのか？それとも税理士という職人のままなのか？の差であると言って間違いありません。これは一般企業も同様で、社長が経営をしているのか？商売だけしているのか？が優勝劣敗の境目となっています。

特に会計事務所の場合は... 経営環境の変化を的確に捉えてミッション実現のために企業の資本を効率よく回転させるための「経営者の視点」と、複雑な税法や周辺法規を理解して重箱の隅を突いて絡んだ糸を解すような「税理士の視点」とでは、まったく異なるスタンスが必要になります。

つまり、一般企業にも会計事務所にも「経営が必要な時代」が来たということではないでしょうか。

### ● 片腕と後継者の違い

同時にこのことを「事業承継」という視点から考えると... 「片腕と後継者は別モノ」だということが分かります。例えば、私ども事務所の山本が後継者としてトップに立つためには、まず自分自身の税理士という実務家に求められている能力的な視点から、経営者として未来を切り拓くための多面的・長期的・根本的な思想的視点へと、自分の意識レベルを移行させなければなりません。

そのためのポイントは、自分にとっての片腕である業務責任者の人財を自分の手で育てられるか否かにあります。育てられれば業務を委任して自分のスタンスを経営に移すこともできますが、育てられなければ経営と業務の双方を兼務して事務所を引っ張っていくには経験が足りません。それが無理ならばCEOとしての資質を持つ他のメンバーの下で、COOとして業務の全責任を負って組織に貢献することを自分の使命とすべきです。CEOとCOOは、どちらが上か下か、ではなく必要な資質と役割の問題です。

### ● 中小企業の事業承継の間違い

そう考えると、沢山の中小企業の事業承継に関わる中で良くある間違いが見えてきます。

○自分の片腕をそのまま後継者にしようとする社長...

片腕と後継者は必要な資質が異なります。いくら日常の仕事に精通しているからといって、それだけでは経営者にはなれません！経営者の仕事は現状をブチ壊して革新していくことにあるのですから。

○自分の片腕をそのまま後継者の片腕に据えようとする社長...

自分の片腕は後継者の片腕にはなりません。現経営者のやり方に慣れた現在の片腕はかえって後継者の障害になるのです！自分のブレーンと片腕は自分が整理して後継者に引き継ぐ覚悟が必要です。

○後継者の片腕を自分が育てて与えようとする社長...

後継者の片腕は後継者自身が育てたメンバーでなければ強固な関係が創れません！後継者育成のポイントは後継者に右腕を育てさせることです。そこには社長が出張ってはいけません、見守るのです。

経営者は、「どうあるべき」を明確に意識して一時的な感情に左右されないよう注意する必要があります。

## ◆ ふるさと寄付金 ～所得税と住民税のW控除～

お盆の時期ということもあり、ふるさとへ帰省された方も多くいらっしゃる中、望郷の思いも高まったのではないかと存じます。また、昨年の東日本大震災や異常気象など心が痛むニュースに多く触れるにつれ、ふるさとへの支援をお考えになる方もいらっしゃるのではないのでしょうか。今回は「ふるさと寄付金」というものについてご説明したいと思います。

### ●ふるさと寄付金とは

出身地や被災地など地方公共団体等への寄付を言います。寄付の方法は募集している地方公共団体等によって異なっていますが、寄付金申込書により申し出をしてから振込などにより送金するところが多いようです。寄付金は支出額のうち2,000円を超える部分について、寄付を行った年の所得税から所得控除され、さらに翌年度は住民税からも税額控除されます。なお、複数の地方公共団体等へ寄付した場合にはその寄付金の合計額から2,000円を差し引いた金額が控除されます。

住民税の基本控除額については(寄付金-2,000円)×10%となっています。これにさらに「ふるさと寄付金」による特別控除額(寄付金-2,000円)×(90%-所得税率)が足されたものが総控除額となります。

### ●税額の軽減額

年収500万円の会社員が横浜市へ30,000円支出した場合(所得税率は10%)を例に具体的な軽減額をご説明いたします。

(1) 所得税  $(30,000円 - 2,000円) \times 10\% = 2,800円$

(2) 住民税 ①基本控除:  $(30,000 - 2,000) \times 10\% = 2,800円$

②特別控除:  $(30,000 - 2,000) \times (90\% - 10\%) = 22,400円$

①+②=25,200円

所得税と住民税の合計は2,800円+25,200円=28,000円となり、30,000円の支出でしたが、実際には2,000円の負担しかしていないことになります。

### ●対象寄付金

- ① 都道府県・市区町村に対する寄付金
- ② 住所地の都道府県共同募金会に対する寄付金、住所地の日本赤十字社支部に対する寄付金で、総務大臣が承認したもの
- ③ 都道府県・市区町村が条例で指定する団体への寄付金

### ●確定申告時の注意点

寄付金控除を受ける際には、寄付した地方公共団体が発行する領収書を添付した確定申告書の提出が必要です。e-Taxにより申告する場合は領収書の添付は不要となりますが、5年間の保存義務が生じますので、ご注意ください。

「ふるさと寄付金」を寄付した場合にその地方公共団体から謝礼として特産品等を受け取る場合があります。この場合については所得税法上での非課税所得に該当せず、また法人である地方公共団体から贈与され、取得したものであることを根拠に経済的利益があったものとみなされ、一時所得として課税される可能性があります。

一時所得の金額はその年中の一時所得に係る総収入金額から収入を得るために支出した金額の合計額を差し引いた残額から50万円を控除した額に対しての課税になります。

その他詳細を確認したい方、ご不明な点がある方は担当者までお問い合わせ下さい。

今月は過去の事務所ニュースの主要な記事の中から抜粋した記事です。

もし、読み覚えのある方がいらっしゃったら... 嬉しいですね!

【2006. 12事務所ニュースより】

## ★ 深く考えることの意味

### ● 思考の三原則

年末も押し迫り、グループ、プロジェクト、委員会ごとの次期行動指針の最後の詰めを迎えています。事務所の経営目的（存在意義）の再確認、現状分析による課題抽出、そして課題解決のための行動指針の明確化により、来期の行動計画の基盤を全員で共有していかなければなりません。その為には、顕在化された問題点の裏側にある本質的な課題をどれだけ深いレベルで認識できるかが各部署のリーダーに問われているところでもあります。

指針とは方向性です。したがって、顕在化している問題解決のみにフォーカスした「目先の問題、一面的、枝葉末節」による“戦術思考”ではなく、「長い目で、多面的に、根本的に」（思考の三原則）物事の本質を捉える“戦略思考”により方向性を明確にすることが重要になります。

つまり、『正しく考えれば、正しく行動し正しい結果が出る』のですから、リーダーは日頃から「深く考えて行動する」習慣を身につけておく必要があるのです。

### ● 深く考えて行動するための原点

先日もミーティングをしていて感じたことがあります。リーダーから所内の組織や部下の意識に関する問題点について、非常に理路整然と「正しい」指摘がありました。しかし、聞いていて「？」と感じたのは、問題点を他人事として評論家的に指摘するだけで、その問題の本質を、自分自身の課題として捉える意識がまったくないという点です。つまり、どのような問題であっても、それを自分自身の課題として捉えた時点から「深い思考」がスタートするのです。「過去と他人は変えられない、変えられるのは自分と未来だけ」という言葉の通り、組織内の問題はそれを自分の問題として捉え、自己革新のテーマとして捕らえた時に、初めて「問題」は「価値」に変化するのです。

一倉定の「電信柱が高いのも、郵便ポストが赤いのも社長の責任である」という名言の通り、社内で起こることは社長の知らないうちに起こったことでも全てが社長の責任です。そして同様に、リーダーが、組織内で起きたことの全てを自分自身が作り上げた結果であり、自分自身の責任であり、自分自身の課題である、と捉えられた時に全てがスタートするのではないのでしょうか。

### ● 最悪の幹部

ある研修会で教えていただいた「最悪の幹部」という言葉があります。それは「正しいことを言って社長を凹ます幹部」だそうです。会社の判断基準は「何が正しいのか」ではなく「社長が何をしたいのか」で決まります。裏山のハイキングなら仲間と和気あいあいで楽しく登れば済みますが、ヒマラヤの高峰を目指すのなら、厳しいトレーニングを積み、友人は減り、命の危険さえも覚悟する必要があります。その時に「仲間を大切に皆で仲良く楽しくやるのが正しい」などという一般論的な「正しい」意見は組織の目的を曖昧にし、組織を潰す元凶となります。そして、社長を社員の前で「正しい」意見を言う幹部を叱らなければならない状況に追い込むことになるのです。

つまり、リーダーの資質とは... 組織の目指すもの（経営理念・目的）を誰よりも深く理解し、そのための課題について深く思考し、その課題を自分自身の自己革新のテーマとして捉え、組織の未来に責任を負う“覚悟”を持つことではないのでしょうか。

## ★ 脳卒中と心筋梗塞

今回は日本人の死亡原因でもっとも多い“がん”についてお話ししました。今回は、“がん”と同じく三大疾病として数えられている脳卒中と心疾患（心筋梗塞）についてお話しします。

脳卒中と心疾患はがんと違い、突然襲ってくる可能性が高い病気であり最悪の場合はそのまま死につながる場合もあります。

### ■ 突然の頭痛から意識を失う脳卒中

脳卒中には2つのタイプがあり、脳内の血管が詰まってしまう脳梗塞と血管が破れてしまう脳出血・くも膜下出血があります。どちらのタイプでも脳への血液の供給が止まり、酸素や栄養が運ばれなくなってしまうことで脳細胞が壊死してしまいます。脳細胞が壊死してしまうことで急な頭痛やめまいに襲われて最悪の場合、そのまま急死してしまいます。

適切な処置によって命を取り留めた場合でも体に麻痺や痺れが起きることや、記憶障害や言語障害が残ってしまうことで寝たきりになってしまうケースもあります。

退院後のリハビリによっては生活に支障がないほど回復する場合がありますがリハビリに要す期間の間は、入退院を繰り返すこととなります。厚生労働省調査の「平成20年患者調査」によれば、脳卒中等による入院日数は平均して104.7日であり、がん（23.9日）、心疾患（24.2日）と比較して長期の入院が必要となります。このため、他の三大疾病と比べて医療費が大きな負担となります。後遺症が残ってしまった場合には、日常生活での不安がつきまとうこととなります。

### ■ 急激な胸の痛みが襲ってくる心疾患（心筋梗塞）

心臓の周りを覆っている血管（冠動脈）が詰まることによって心臓の筋肉に血液が届かずに酸素欠乏や栄養不足に陥り、やがて筋肉が衰えて心臓から血液が送り出されにくくなることで急激な胸の痛みが襲ってきます。半分以上の筋肉が衰えてしまうと心臓自体が機能しなくなり重篤な障害を起こします。急な発症が起こった場合に、直ちに病院での適切な治療が受けられない場合には急死してしまうことや、血液が脳へ届かずに脳に障害が残ってしまうこともあります。

心筋梗塞の治療は、まず詰まってしまった血管の血流を元に戻す治療が行われます。投薬治療や外科的手術によって一刻も早く血流を取り戻します。状態が落ち着いてからは再発防止のために、バイパス手術やカテーテル治療を行い、血管が詰まることを防止します。退院後の生活では投薬治療が永続的に必要となること及び一週間から二週間に一度の定期的な通院による血液検査が必要となります。

### ■ 退院後の生活を安定させるためにも保障をきちんと用意しておく

三大疾病になってしまった場合の入院治療費に対して、また、通院や投薬治療等の医療費に関しては健康保険の適用によって自己負担額のみですが、本当に問題となるのは退院後の生活費の問題です。後遺症や通院により、発症以前と同じような日常生活や働き方ができない可能性が高い中で当面の生活費の確保や、残りの生涯に対して十分な保障を用意できているかの検討をすることが必要です。

㈱横浜総合フィナンシャルでは、医療保険分野でもご相談いただけます。生命保険や医療保険の加入内容の見直しから、保障内容の検討などお気軽にご連絡ください。



#### ㈱横浜総合フィナンシャルの西尾です！

高額な治療費やご家族の当面の生活費に当てられるだけの保障がしっかりとご準備できていますでしょうか。

ご加入の医療保険の内容を再度ご確認ください。加入状況の確認や見直し、新規加入をご検討の際はお気軽にご相談下さい。

## 今月の一言…“良薬は口に苦し”

### 人生は一度きり、常に貧欲でバカでありたい

( スティーブ・ジョブズ )

男が男に惚れる時、その人は必ずこどものような好奇心と感動に満ちた輝く瞳を持っています。魅力的で素敵な人とは、何かを成し遂げた人ではなく常に何かにワクワクドキドキして走り続けている人なのだと思います。

★本や講演やお客様のお話の中から、「これは自分の生き方に取り入れよう」と感じたことをノートに書きとめています。そのノートの中から一言… (v o l . 5 2)

- ★ 弊社が共催した「5 S 活動実践セミナー」に参加してきました。「5 S 活動」の真の狙いは、活動を通じて社員（特に若い社員）に会社のことを考えさせ、最終的には自ら考えて行動する人材を育成するというものでした。それは数多くの会社が課題としていることなので、機会があれば皆様にも聞いていただきたいと思いました。そのほかに、「人は理解しただけでは行動しない、納得することによって行動するようになる」という説明があったのですが、私も納得したから皆様に報告したくなかったのだと改めて思いました。(KARINO)
- ★ 実家で甲子園を見ていたときのことで。出身地の群馬の高崎商業を応援していたのですが、母が一言。「この監督さん去年までM商の監督さんだったんだよねえ。去年まではM商が甲子園の常連だったのに監督さんだけでこんなに違うかねえ？」…確かに！企業でも経営者が変わるだけで劇的に成績が変わることもあります。良い選手が集まっただけでは試合にはきっと勝てません。情報収集力、戦略力、決断力、統率力に優れた良い監督が必要なようです。経営者を目指す上で考えさせられることの多い一言でした。(YAMAMOTO)
- ★ 今月、営業をテーマに税理士業界の研修に参加してきました。私自身元営業マンの経験があることから、営業に対する抵抗はまったくないのですが、業界的には営業は苦手という人が多いのが実情です。自分の営業に対するスタンスは、『農業』だと思っています。畑を耕し、種をまき、水やり、雑草・害虫駆除…最後に『収穫』と、果実（信頼）を得るには長い道のりが必要です。でも、最も怖いのは自分の甘えや油断から、病気が蔓延し、全て（信頼）を失うことです。営業とは守りこそ重要なのかも知れません。(TOCHIKURA)
- ★ 今月初に二週間のお休みをいただき、ヨーロッパ大陸の最高峰・コーカサスのエルブルース（5 6 4 8 m）に行ってきました。黒海とカスピ海に挟まれたコーカサス山脈は中学生の頃地理で習っただけの未知の土地でしたが、素晴らしい渓谷と氷河を抱いた5千m級の山々が連なり「シャモニーよりも素晴らしい」と同行者に言わせるほど素敵なおとこでした。ただ稜線の向こうはグルジア、外務省の渡航制限レベル3のテロ多発要注意地域でもあり、この地に一日でも早く平和が訪れることを心から祈りました。山は悪天候に阻まれて5 4 0 0 m 地点で敗退し登頂は逃しましたが、5月のネパール・アイランドピーク（6 1 8 9 m）に続いての二度目の高所トレーニングも済み、いよいよ2 0 1 4年プレモンスーンのエベレスト登頂を視野に入れて秋にはネパール・ヒムルンヒマール（7 1 2 6 m）、来年はネパール・マナスル（8 1 6 3 m）に駒を進めたいと思います。よろしく願いいたします。(IZUMI)



## 横浜総合事務所グループ

税理士法人横浜総合事務所

株式会社横浜総合マネジメント／有限会社FMIコンサルティング／株式会社横浜総合フィナンシャル

< 横浜総合ASP推進センター / 横浜総合M&Aセンター >

### セミナーのご案内

※関与先値引き有り

#### ★ “将軍の日” 中期経営計画作成セミナー

**自社の5年後のあるべき姿と、そのための経営課題を明確にするための一日!**

日時 : 平成24年9月13日(木) / 10時~18時

場所 : 横浜総合事務所セミナールーム

募集 : 5社限定 料金一社 52,500円 関与先割引 26,250円

昼食代込 (お二人迄参加可)

#### ★ “新・横総経営塾” 毎月開催、経営者セミナー <※※※会員募集中※※※>

**第20回「大事なわたしのライフプラン！」**

講師 : なごみFP事務所 共同代表 中村 薫

日時 : 平成24年9月12日(水) / 16時~18時、終了後実費にて懇親会

場所 : 横浜総合事務所セミナールーム

募集 : 都度参加会費 3,000円

#### ★ “組織活性化プログラム” 経営革新実践セミナー

**組織をモチベーションが高く筋肉質の「強い組織」に変える3ヶ月プログラム!**

主催 : 株式会社経営支援センター & 株式会社横浜総合マネジメント

日時 : ※別途ご案内をさせていただきます

場所 : 横浜・関内周辺セミナールーム

募集 : 参加費 750,000円 (1社5名まで参加)

### ネットワーク

日本大通り法律事務所、小越司法書士・行政書士事務所、小俣不動産鑑定士事務所

(株)人材経営センター、(株)日本M&Aセンター、(株)船井財産コンサルタンツ

(株)事業パートナー、(株)FPG、(株)経営改善支援センター

(株)パワーズプロジェクトマネジメント、NMC 税理士法人税務総合対策室、BDO 税理士法人

(株)日本エスクロー信託、ベンチャー支援機構MINERVA(支援会員) 他

〒231-0021 横浜市中区日本大通 17JPR横浜日本大通ビル 10F

横浜総合事務所グループ / TEL045(641)2505、FAX045(641)2506

ホームページ <http://www.yoko-so.co.jp/>

「経営者へのメッセージ」「癒しの森暮らし」のブログにもつながります